⑴　自動車車庫等の部分　５分の１
⑵　備蓄倉庫の部分　50分の１
⑶　蓄電池の設置部分　50分の１
⑷　自家発電設備の設置部分　100分の１
⑸　貯水槽の設置部分　100分の１

別記第二十一号の二様式注意３中⑲を⑯とし、⑳から㉒までを⑰から⑲までとし、同注意３㉓中「ト」は」を「ル」は」に改め、同注意３中㉓を⑳とする。

別記第二十五号様式第二面二欄中トをルとし、くをヌとし、ホをリとし、この次に次のように加える。

【ホ．備蓄倉庫の部分】
【ヘ．蓄電池の設置部分】
【ト．自家発電設備の設置部分】
【チ．貯水槽の設置部分】

別記第二十五号様式注意３⑮中「部分」の下に「、「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ヘ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「ト」に自家発電設備を設ける部分、「チ」に貯水槽を設ける部分、「リ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれ」を加え、同注意３中⑰から⑲までを削り、同注意３⑳中「ヘ」を「ヌ」に、「ト」を「ル」に、「ニ」に記入した床面積（この面積が」を「ニ」から「チ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の⑴から⑸までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、」に、「の５分の１を」を「にそれぞれ⑴から⑸までに定める割合を乗じて得た面積を」に、「の５分の１の」を「にそれぞれ⑴から⑸までに定める割合を乗じて得た」に改め、同注意３中⑳に次のように加える。

⑴　自動車車庫等の部分　５分の１
⑵　備蓄倉庫の部分　50分の１
⑶　蓄電池の設置部分　50分の１
⑷　自家発電設備の設置部分　100分の１
⑸　貯水槽の設置部分　100分の１

別記第二十五号注意３㉑中「ト」は」を「ル」は」に改め、同注意３中㉑を⑱とする。

別記第二十五号の二様式第二面二欄中トをルとし、くをヌとし、ホをリとし、この次に次のように加える。

【ホ．備蓄倉庫の部分】
【ヘ．蓄電池の設置部分】
【ト．自家発電設備の設置部分】
【チ．貯水槽の設置部分】

別記第二十五号の二様式注意３⑮中「部分」の下に「、「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ヘ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「ト」に自家発電設備を設ける部分、「チ」に貯水槽を設ける部分、「リ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれ」を加え、同注意３中⑰から⑲までを削り、同注意３⑳中「ヘ」を「ヌ」に、「ト」を「ル」に、「ニ」に記入した床面積（この面積が」を「ニ」から「チ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の⑴から⑸までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、」に、「の５分の１を」を「にそれぞれ⑴から⑸までに定める割合を乗じて得た面積を」に、「の５分の１の」を「にそれぞれ⑴から⑸までに定める割合を乗じて得た」に改め、同注意３中⑳に次のように加える。

⑴　自動車車庫等の部分　５分の１
⑵　備蓄倉庫の部分　50分の１
⑶　蓄電池の設置部分　50分の１
⑷　自家発電設備の設置部分　100分の１
⑸　貯水槽の設置部分　100分の１

別記第二十五号の二様式注意３中⑳を⑰とし、同注意３㉑中「ト」は」を「ル」は」に改め、同注意３中㉑を⑱とする。

別記第二十七号の二様式第四面５欄中トをルとし、くをヌとし、ホをリとし、この次に次のように加える。

【ホ．備蓄倉庫の部分】（　　）（　　）（　　）（　　）（　　）
【ヘ．蓄電池の設置部分】（　　）（　　）（　　）（　　）（　　）
【ト．自家発電設備の設置部分】（　　）（　　）（　　）（　　）（　　）
【チ．貯水槽の設置部分】（　　）（　　）（　　）（　　）（　　）

別記第二十七号の二様式注意５⑮中「部分」の下に「、「ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ヘ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「ト」に自家発電設備を設ける部分、「チ」に貯水槽を設ける部分、「リ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれ」を加え、同注意５中⑦から⑨までを削り、同注意５⑩中「ヘ」を「ヌ」に、「ト」を「ル」に、「ニ」に記入した床面積（この面積が」を「ニ」から「チ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の⑴から⑸までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、」に、「の５分の１を」を「にそれぞれ⑴から⑸までに定める割合を乗じて得た面積を」に、「の５分の１の」を「にそれぞれ⑴から⑸までに定める割合を乗じて得た」に、「第52条第９項」を「第52条第12項」に改め、同注意５中⑩に次のように加える。

⑴　自動車車庫等の部分　５分の１
⑵　備蓄倉庫の部分　50分の１
⑶　蓄電池の設置部分　50分の１
⑷　自家発電設備の設置部分　100分の１
⑸　貯水槽の設置部分　100分の１

別記第二十七号の二様式注意５中⑩を⑦とし、⑪から⑮までを⑧から⑫までとし、同注意５⑪中「ト」を「ル」に改め、同注意５中⑪を⑭とし、⑱を⑮とし、⑲を⑯とする。